

## 女性活躍推進法・個別相談等のご案内

## 【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

女性活躍推進法に基づき、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

東京労働局雇用均等室では、女性活躍推進法についてのご照会にお電話で回答するとともに、行動計画を策定するに当たっての個別相談に対応いたします。

## 電話相談

「そもそも、女性活躍推進法に基づいて企業は何をする必要がありますか。」「いつまでに何を届ける必要がありますか。」といった一般的なご質問や簡易なご質問につきましては、東京労働局雇用均等室に電話（☎03-3512-1611）でお問合せください。

## 個別相談

「自社の女性の活躍状況の把握・課題分析はどのように行うのか。」「どのような行動計画を策定するのが適切かわからない。」という事業主の皆様向けに、東京労働局雇用均等室で次のとおり個別のご相談に対応いたします。

## ◆ 日時

平成27年11月17日（火）以降の毎週火曜日 10:00～16:00  
（各企業1時間程度）

## ◆ 会場

東京労働局雇用均等室（千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎14階）  
東京メトロ東西線／半蔵門線、都営新宿線 九段下駅（6番出口） 徒歩5分

## ◆ お申込み

事前に、裏面の申込票をFAXにて送付ください。  
日時を調整の上、こちらからご連絡いたします。

FAX 送付先：東京労働局雇用均等室（03-3512-1555）

## 女性活躍推進法・個別相談申込票

1 企業名 ( )

2 業種 ( )

3 出席者職氏名 ( )

※スペースの都合上、各企業最大2名まででお願いいたします。

4 ご連絡先電話番号 ( )

### 5 希望日時

※ ご希望の日時の枠内に、第三希望までご記入ください（第一希望は「1」、第二希望は「2」、第三希望は「3」とご記入ください。）。

※ 相談時間は1企業当たり1時間程度でお願いいたします。

	11/ 17	11/ 24	12/ 1	12/ 8	12/ 15	12/ 22	1/5	1/ 12	1/ 19	1/ 26	2/2	2/9	2/ 16	2/ 23
10:00~														
11:00~														
13:00~														
14:00~														
15:00~														

### 6 ご質問予定事項 ※ 該当するものに○を付してください。

- a 自社の女性の活躍状況の把握、 b 課題分析、 c 行動計画の策定、  
d 行動計画の届出、 e 行動計画の社内周知、 f 行動計画の外部への公表、  
g 自社の女性の活躍に関する情報公表、  
h そのほか（具体的に )

### 《注意事項》

日時については、当室において調整の上、確定次第、上記「4 ご連絡先電話番号」あてにご連絡いたします。